

## 建設業技術者等資格取得費補助金に関するQ & A

Q1：補助対象となる経費は何ですか。

A：講座受講料、教材費、受験手数料、交通費、宿泊費が補助対象です。  
詳しい項目は以下の表を参考にしてください。

項目	細目	補助対象
受験手数料	卒業証明書の発行を依頼するための郵便料	○
	卒業証明書の返信用封筒切手代	○
	証明写真代	×
	住民票交付時の手数料	×
	申込用紙代	○
	申込用紙購入のための送料・手数料	○
	受験手数料	○
	受験手数料の払込手数料	○
	申込書類の郵便料（簡易書留郵便）	○
講座受講料	入学金	○
	講座受講料（受講に必要な教材費を含む）	○
	振込手数料	○
教材費	書籍（テキスト・問題集等）	○
	振込手数料	○
	送料	○
	文具類	×
交通費	電車運賃	○
	バス運賃	○
	ガソリン代	○
	有料道路料金	○
	駐車料金	○
宿泊費	宿泊料金（食事が含まれるものも可）	○
	駐車料金	○
	振込手数料	○

○：対象、×：対象外

Q2：民間が行う技術向上のための講習は補助対象になりますか。

A：別表「建設に関する国家資格」内の資格取得に係る講習は補助対象です。

- Q 3 : 個人負担で資格を取得する場合は補助対象になりますか。
- A : 個人負担分は補助対象外です。事業者が負担した経費のみ補助対象です。
- Q 4 : 本社が安曇野市外にあり、安曇野市に営業所がありますが、補助対象になりますか。
- A : 補助対象外です。
- Q 5 : 令和7年度中に受講開始している場合、補助金の申請はできますか。
- A : 対象資格の令和8年度試験のために受講していれば申請できます。
- Q 6 : 資格取得のための講座を受講しましたが、受講途中で断念又は受験をしなかった場合、補助金は受けられないのでしょうか。
- A : 受講断念や未受験、不合格の場合、補助金は受けられません。
- Q 7 : 一人につき、複数の試験や講座を受講した場合、いずれも補助対象になりますか。
- A : いずれも補助対象ですが、一人あたりの補助額は上限10万円（補助率：1/2以内）です。また応募者多数の場合は、予算の範囲内で案分しての交付となります。
- Q 8 : 試験の合否決定後に提出する書類の、提出期限はいつですか。
- A : 市が送付する交付決定書の指定する日までに提出してください。
- Q 9 : 資格取得のための学習書の購入費用は、補助対象になりますか。
- A : 令和8年度試験の学習に係る教材で、事業者負担により令和8年中に購入したものが補助対象です。
- Q10 : 過去に受験し不合格だった資格試験を今年度も受験する場合、補助対象になりますか。
- A : 事業者が負担した令和8年度試験に係る経費が補助対象です。
- Q11 : 筆記試験（一次試験）のみの合格でも、補助対象になりますか。
- A : 筆記試験（一次試験）のみの合格で資格が取得できる試験（施工管理技士補や技術士補）は、補助対象です。  
二次試験も合格しないと資格が取得できない場合は、補助対象外です。
- Q12 : 過去に筆記試験（一次試験）を合格しており、今年度は二次試験のみ受験しますが補助対象になりますか。
- A : 事業者が負担した令和8年度試験に係る経費（二次試験に要した経費）が補助対象です。

Q13：受験料を市の制度で、講座受講料を他の制度で補助を受けることは可能ですか。

A：他の補助金の交付を受ける場合は補助対象外です。

Q14：試験の合否決定後は、どのような書類を提出しますか。

A：試験の合否決定後に必ず提出を求める書類は以下になります。

- ① 実績報告書（様式第4号）
- ② 実績報告書別紙
- ③ 実績確認用の資料

また、それ以外にも交付額の変更に伴い提出を求める書類がありますので、ご了承ください。提出書類の詳細については、資料2「補助金手続きの流れ」及び【記入例】実績報告書・別紙（市ホームページに掲載）をご参照ください。